

- 費用の記載がないものは、すべて無料です。
- 郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。
- ファクスは、FAX共通と記載されている場合、市役所共通FAX981・5392です。



## 多文化共生講師派遣事業 を実施します

自治会などの市民団体が行う地域活動に外国出身者などの講師を派遣する「多文化共生講師派遣事業」を実施します。

地域の多文化共生、国際交流に興味のある団体はお問い合わせください。

### 過去の主な派遣例

- 外国料理や歌・踊りなどの芸能・文化・語学の講師派遣
- 外国人向けの地域情報チラシな

## えせ同和行為を排除しましょう — 埼玉えせ同和行為対策強化月間 —

本市を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

### 「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな障害要因となる許されない行為です。

### えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

### 部落差別に対する正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉12市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

問合せ：市民参加推進課 ☎982・9458 FAX共通



どの作成に関する講師派遣 などの問合せ：市民参加推進課 ☎982・9458 FAX共通

### 特定健康診査・高齢者健康診査

実施期間：4月12日(金)～10月16日(日) (個別健診は9月30日(日)まで)

内容：問診、身体測定(身長、体重)、血圧測定、尿検査、血液検査、診察など

対象：国民健康保険に加入している40歳以上の方と後期高齢者医療制度に加入している方

問合せ：国保年金課 ☎982・5116 (国保)、☎982・9546 (後期) FAX共通

### 遺言の「日」無料法律相談会

4月15日の「遺言の日」の行事として、埼玉弁護士会越谷支部の弁護士が、さまざまな法律問題にお答えします。

日時：4月14日(金)午後1時30分～4時(事前予約制、4月3日(月)受け付け開始 ※1人30分以内です) 場所：越谷市中央市民会館(越谷市越ヶ谷4-1-1)

申込・問合せ：埼玉弁護士会越谷支部事務局 ☎962・1188 FAX962・1422

### みらいステップアップ 助成金実績報告会

令和4年度にみらいステップアップ助成金を活用した団体による活動実績の報告会(申し込み不要 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入場を制限する場合があります) 日時：4月19日(金)午前10時～正午 場所：市役所303・304・305

問合せ：市民参加推進課 ☎982・9685 FAX共通

### 「空き家」の所有者の方へ 適正管理をお願いします

誰も住まなくなり、適切な管理がされていない空き家とその敷地が、地域住民の生活環境などに悪影響を及ぼしています。空き家が放置されると、雑草や樹木の繁茂のみならず、屋根材などの飛散や倒壊事故、害虫などの発生にもつながります。空き家は個人の財産であり、維持管理は所有者の責務となっております。空き家を所有ま

たは管理している方は、定期的に空き家の状況を確認していただき、近隣の方々に迷惑が掛からないように、適切な維持管理の他、活用や売買などの検討をお願いいたします。

空き家に関するご相談は、「都市計画課」窓口で受け付けています。

問合せ：都市計画課 ☎982・9885 FAX共通

### 自転車の乗車用ヘルメット 着用努力義務化について

道路交通法の一部改正(令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行)により、すべての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務が課されます。県内の自転車事故で亡くなった約7割の方が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守ることに繋がります。

大切な命を守るため、自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを積極的にかぶりましょう。

問合せ：危機管理課 ☎940・1072 FAX共通